配当公告

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

破産者　平成電電設備株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成十八年(フ)第一一五六一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八、七七〇、六一一、七四二円

一、配当することのできる金額

金五三〇、三九八、九七二円

平成二十二年五月三十一日

東京都千代田区麹町一丁目六番九号ＤＩＫ麹町ビル四階Ｂ室

破産管財人　小林　信明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市太田第六地割一三一番地、最後の住所岩手県花巻市南万丁目一〇九一番地一八　被相続人　亡　佐々木　**譲**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

岩手県花巻市吹張町三番一五号フジネビル二階花北ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　李　桂香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市天王町五八四六番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町桜の郷二三一番地七桜の郷元気　被相続人　亡　伊藤　高子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号

相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市七保町葛野二三六九番地、最後の住所千葉市花見川区宮野木台三丁目二九番一一号　被相続人　亡　岡部　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

新潟県三条市興野一―一五―一〇　中央ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中澤泰二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市中町三丁目一五九二番地最後の住所東京都武蔵野市中町三丁目三番八―六〇三号ニューミタカマンション

被相続人　亡　井上　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北六丁目八七番地、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町二丁目八番二三号　被相続人　亡　戸田　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市大字下保内二九三〇番地乙、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　土田　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

新潟県三条市興野一―一五―一〇　中央ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中澤泰二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市石和町河内五七番地、最後の住所山梨県笛吹市石和町東高橋一六七番地第一みどり荘三―Ｄ　被相続人　亡　小幡　好幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

事務所山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号

相続財産管理人　弁護士　鶴田　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区辻一丁目五一番地、最後の住所静岡市清水区高橋南町四番二六号　被相続人　亡　山口　厚志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

静岡市清水区草薙一里山三番三七号

相続財産管理人　山田　晃一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市別保二丁目三二三番地、最後の住所京都府京都市山科区竹鼻立原町五番地の五三　被相続人　亡　横田　秦吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

事務所京都市中京区御幸町通竹屋町下ル東側　関東屋ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中田　政義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市三ツ松一一三八番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　奥野　吉一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

大阪市中央区平野町二丁目二番一四号先春園ビル一〇階

相続財産管理人　山下　良策

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区赤坂通八丁目六番地の二、最後の住所神戸市須磨区東白川台三丁目九番地の一八　被相続人　亡　吉田喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月三十一日

神戸市中央区三宮町二丁目一一―一センタープラザ西館五〇一神戸中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　有美

第８期決算公告

平成22年5月31日

北海道函館市鈴蘭丘町３番地63

函館エヌ・デー・ケー株式会社

代表取締役　林﨑　昭夫

貸借対照表の要旨

（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	3,893,749	流動負債	3,270,778
固定資産	3,452,897	固定負債	1,382,885
有形固定資産	3,446,992	負債合計	4,653,663
無形固定資産	5,881	株主資本	2,692,983
投資その他の資産	24	資本金	50,000
		資本剰余金	843,535
		資本準備金	843,535
		利益剰余金	1,799,448
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,786,948
		（うち当期純利益）	(302,946)
		純資産合計	2,692,983
資産合計	7,346,646	負債・純資産合計	7,346,646